

2021年度ジョイントセミナー
日欧における学校制度の可能性と限界を考える
2021年7月31日(土) 第2部ドイツ報告

ドイツの早期離学問題 —就学義務の正当性と射程—

辻野けんま ・ 布川あゆみ

大阪市立大学 ・ 東京外国語大学

日本では、小学生が「児童」、中・高生が「生徒」と区別されるが、ドイツでは小・中・高での区別はなされず全て「Schüler/in」という語であらわされるため、本報告では表記を「生徒」に統一する。

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpynb> を報告者が一部加工

はじめに

キーワード

- 早期離学
- デュアルシステム
- ハウプトシューレ
- 就学義務(Schulpflicht)
- 修了資格
- ドロップアウト
- KMK（常設各州文部大臣会議）

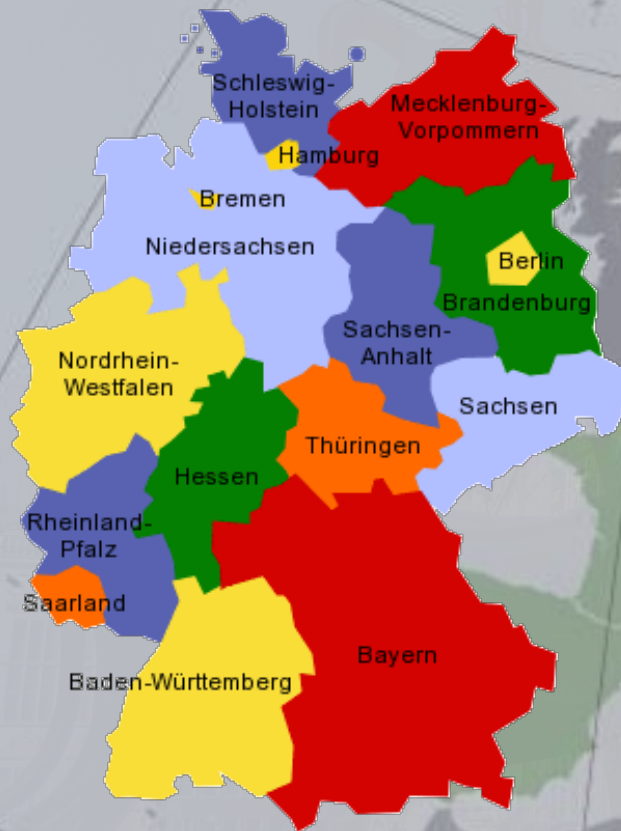
- 学校修了資格や職業資格の不保持と結びつく問題
→ 資格社会のため就職問題にも直結
- 初等段階から留年のある厳格な課程主義
⇔ 日本の自動進級・卒業慣行
- 就職の際に修了資格や職業資格が特に重要
⇔ 「学校ブランド」ではない
- 就学義務(Schulpflicht) ⇔ 教育義務ではない

本報告内容は以下の論稿のエッセンスをまとめつつ、ジョイントセミナー用の資料を加えています。

- 辻野けんま・布川あゆみ(2021)「ドイツの早期離学問題—就学義務の正当性と射程—」園山大祐編著『学校を離れる若者たち—ヨーロッパの教育政策にみる早期離学と進路保障—』ナカニシヤ出版、93～111頁

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians, statue, landmark, fairy tales, places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpyvb> を報告者が一部加工

ドイツの教育制度の基本原則



- 連邦制(全16州)
- 教育政策は州の権限
- 分岐型の学校制度
- 「半日学校」の伝統
- 近年、「終日学校」が増加

https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Deutschland_Landscraften.png 「一部改変」

<https://commons.wikimedia.org/wiki/File:EU-Germany.svg>

学校生活の特徴

- ・ 午前中のみの半日学校(Halbtagschule) の伝統
- ・ 放課後の部活動は普及していない。
- ・ 子どもは午後に下校し、家庭や青少年援助施設、地域クラブ等で過ごす。
- ・ 近年、午後にも活動を行う終日学校が増加（後述するが学校教育の変容に）

【半日学校と子どもの1日（例）】

7:00 8:00 11:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00

子どもの 居場所 教育者	通 学 路	授 業	休 み 時 間	授 業	通 学 路	家庭、青少年援助、フェアアイン(Verein)等	家庭
	保 護 者	教 員	教 員 (輪 番)	教 員	保 護 者	保護者、社会的教育士、ソーシャルワーカー、教育士、フェアアインの指導者等	保護者

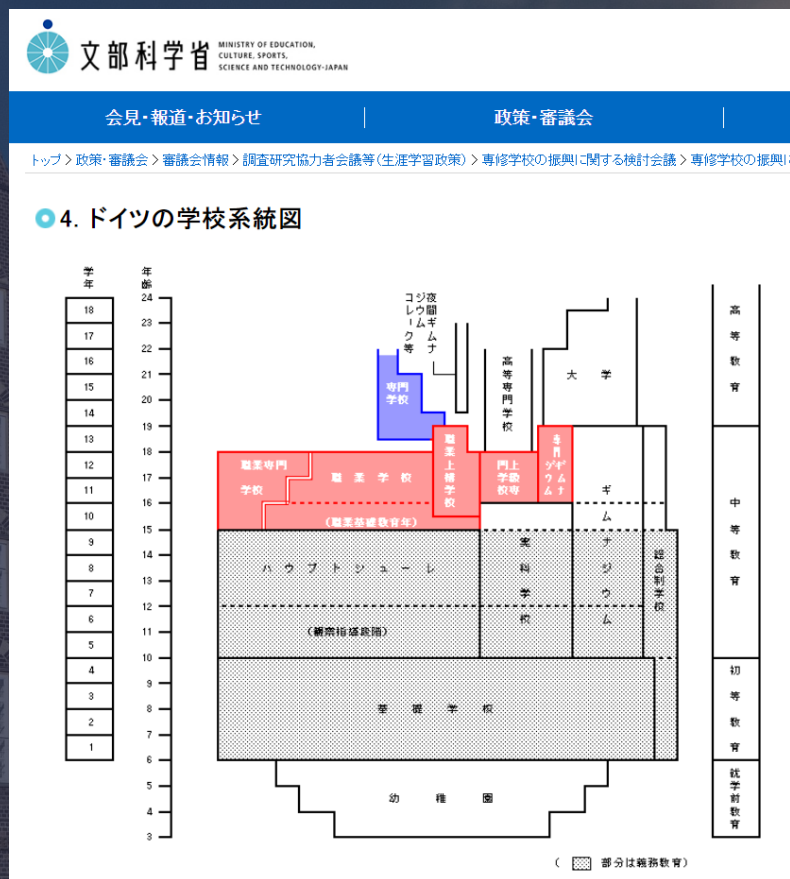
国立教育政策研究所編(2017)『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』(平成28年度プロジェクト研究「児童生徒の資質・能力を育成する教員等の養成、配置、研修に関する総合的研究」報告書／研究代表者:大杉昭英)

写真: Wallpaper Flare「bremen town musicians, street scene」,「places of interest wallpaper」を報告者が一部加工

学校制度の特質

- 義務教育についての従来の説明
- 中等教育段階に複数の学校種…**分岐型制度**
- 伝統的な3種類の学校：
 - ① 将来高等教育進学ではなく就職・職業訓練へつながる者が進学する**ハウプトシューレ**
 - ② 将来上級専門学校などの全日制職業教育や中級職への就職を目指す者が進学する**実科学校**
 - ③ 将来大学進学を目指す者が進学する**ギムナジウム**

現在、教育制度は複雑化し三分岐型では説明困難



文部科学省「4. ドイツの学校系統図」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374965.htm [最終アクセス2021年7月17日]

ドイツの就学義務の原則

- 学校修了後の職業教育をも義務教育に組み込むデュアルシステム

(a) 一般教育学校への就学義務

(b) 職業教育学校への就学義務

義務教育制度の特殊性

二元的な職業教育制度…デュアルシステム

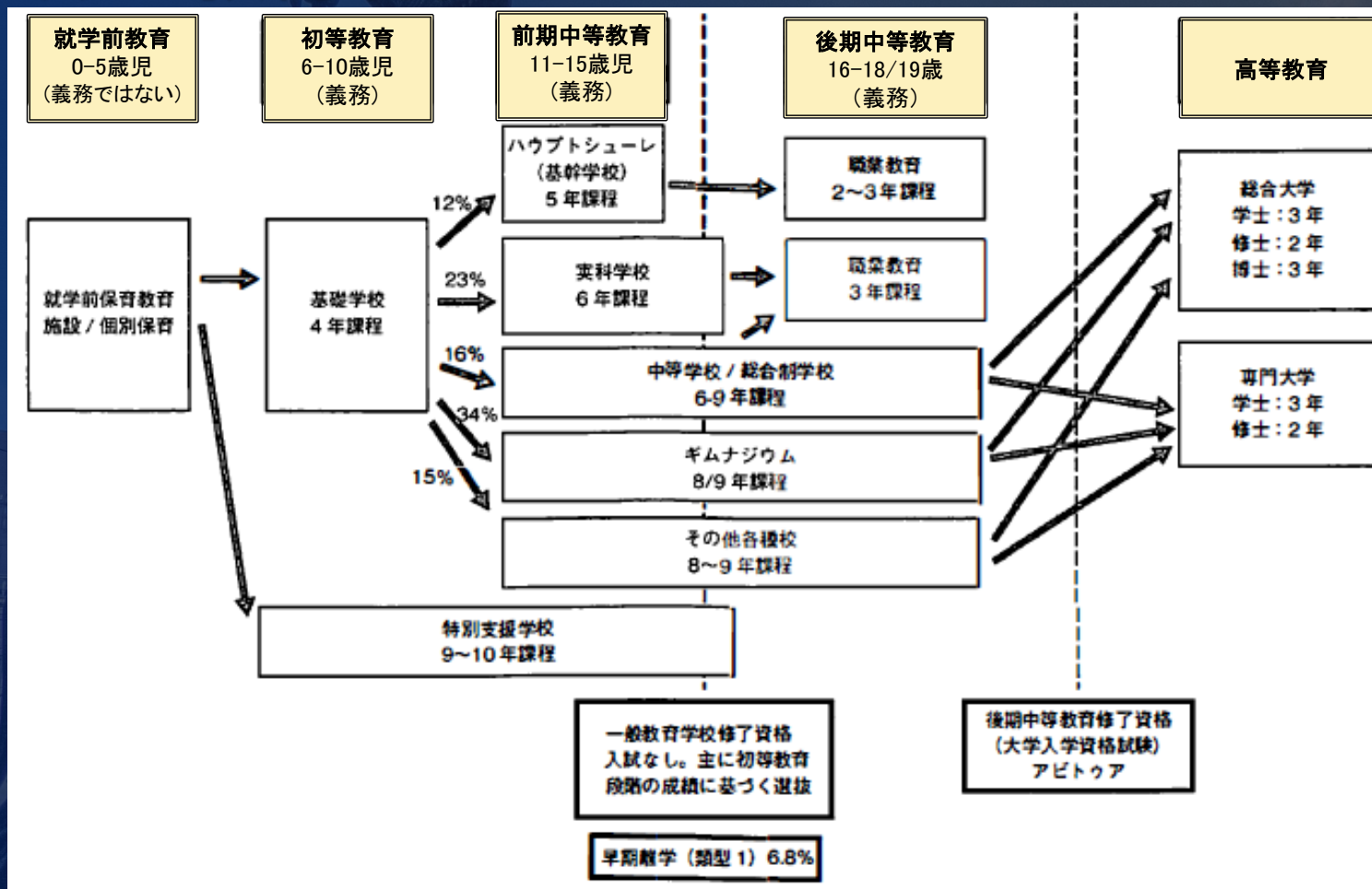
一般教育学校に職業教育学校を加えた2段階の義務

- EUの早期離学者の定義はISCED2（前期中等教育）修了
⇔ ドイツではISCED3（後期中等教育）修了
「分岐型学校制度」および「デュアルシステム」の制度のいずれの進路にも通底

※ **ISCED**: International Standard Classification of Education（国際標準教育分類）…ユネスコが策定する基準枠組み。

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpyyb> を報告者が一部加工

ドイツの教育制度（%は同一年齢に占める比率、2018年度）



ドイツにおける早期離学者とは

1	フリューツァイティゲ シュールアップブレッチャー Frühzeitige Schulabbrecher (無資格早期離学者)	一般教育学校の就学義務を終えていない(ハウプトシューレ修了資格を取得していない)。ISCED2を修了していない。
2	フリューツァイティゲ アウスビルドゥングスアップブレッチャー Frühzeitige Ausbildungsabbrecher (職業教育早期離学者)	一般教育学校の就学義務は終わった(ハウプトシューレ修了資格を取得しISCED2を修了した)が職業教育学校の就学義務を終えていない。ISCED3を修了していない。
3	フリューツァイティゲ シュールアップゲンガー Frühzeitige Schulabgänger (後期中等教育学校早期離学者)	ISCED2を修了したが、進学先の学校を退学した人(実科学校・ギムナジウムへ進学した人が該当)。ISCED3を修了していない。
4	シュールアップゲンガー Schulabgänger (無資格卒業離学者)	9年ないし10年の一般教育学校の就学義務を終えたが、ハウプトシューレ修了証を取得していない。主に支援学校卒業者をさす。ISCED2を修了していない。

類型の「4」は多くの場合、「(支援学校)卒業者」であるにもかかわらず、それが職業本位的な考え方から有効な資格とみなされないがゆえに生じたカテゴリであり、純然たる「離学者」とは言えない。

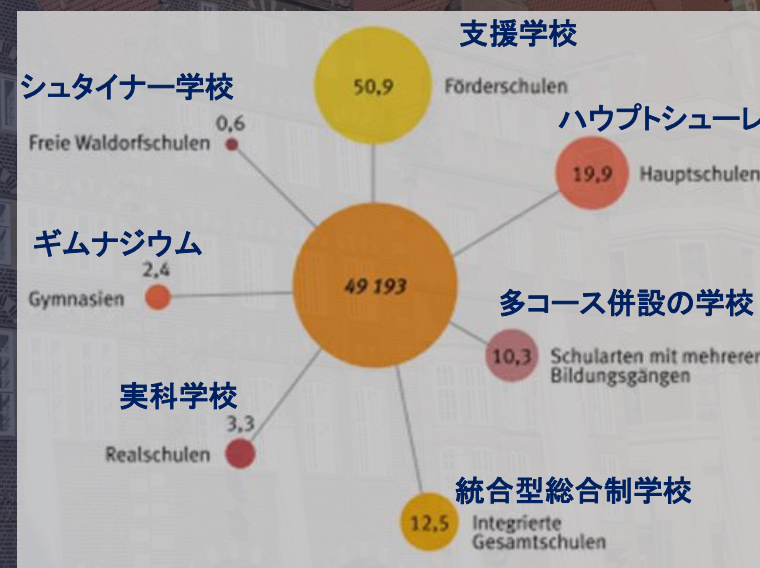
(辻野・布川2021: 96)

一般教育学校の離学者

- ・ハウプトシューレ修了資格=就職上ミニマムな資格
- ・他の学校種においても取得可能
- ・職業本位社会的な考え方が強いドイツでは、支援学校卒業は十分な資格制度とみなされず、支援学校においてもハウプトシューレ修了資格を取得しなければ、無資格者とみなされる問題がある。

※以上に鑑みて本報告では、支援学校について「卒業」としつつ他校種の「修了」と便宜的に区別するが、深刻な社会的課題である。

(図)一般教育学校における無資格離学者でハウプトシューレ修了資格を持たない者の学校種別割合(%) 2016年



(Statistisches Bundesamt, 2018, S.35.一部改変。)

ドイツの教育の特徴と変容

＜PISAショック以前＞

- 従来、学校＝教員の役割が非常に限定的。
- 背景：「戦後の反省」「ドイツ民主共和国（DDR）との差異化」。
- **半日学校**（午前8時～12時）。
- 学校＝教員の役割は「教授」に限定。
- 「個業意識の強い教師」（坂野，2017）



＜PISAショック以降＞

- 2000年代の「PISAショック」「移民の社会統合」「子どもの貧困」「格差」「女性（母親）の就労促進」⇒**終日学校**の増加
- **終日学校**（午前8時～午後16時）。「全員参加義務づけ型」
- 学校の役割は拡大。福祉（初等教育段階：生活支援）の視点が加わる。
- 「集中」と「リラックスの時間」がキーワード。
- 「教育協同者＝保育士、ソーシャルワーカー、社会教育士」の配置。
- 教員の役割として、他職者との「連携・調整」が新たに加わる。

（出所：布川あゆみ(2018)『現代ドイツにおける学校制度改革と学力問題—進む学校の終日化と問い直される役割分担のあり方—』晃洋書房。
を元に作成。）

Wallpaper Flare: "bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper" <https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-pjvnb> を報告者が一部加工

学校に期待すること／期待しないこと

日本の学校

- ・「授業」以外に期待されることがたくさんある
- ・教員の役割が無限定に拡がりがち
⇒無境界化

ドイツの学校

- ・期待されることが増えてきた（給食の導入、午後のプログラム導入・管理など）
- ・学校に「期待しないこと」も残る
※（親の）働き方の違いも背景に。
 - ・無境界化しにくい

※終日学校の増加による変化

（報告者作成）

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-jpyn/>を報告者が一部加工

今日の終日学校をめぐる課題と論点

- 終日学校で働く教職員は半日学校に比べて離職率が高い（統計データはないが、行政官インタビュー、フィールドワークより）。
 - 子どもの「負担」も議論され、学校での滞在時間は短縮傾向。
 - 終日学校は「参加自由型」が主流に。
 - 半日学校時代、午後の部を担ってきた社会教育・青少年援助と学校教育との「拮抗」／午後の時間・子どもの「奪い合い」。
 - 学校は何をどこまで担えるか？ 担うべきか？
 - どのような背景をもつ子どもにとって、終日学校／半日学校はいやすいのか？「学校嫌い」、「不登校」は、どちらに起きやすいのか？
- ※この間のドイツのPISA調査結果は向上しており、学力格差の是正（とくに低学力層の縮小）が確認されている。

憲法原理としての教育のトライアングル

ドイツ基本法 (Grundgesetz) ※憲法に相当

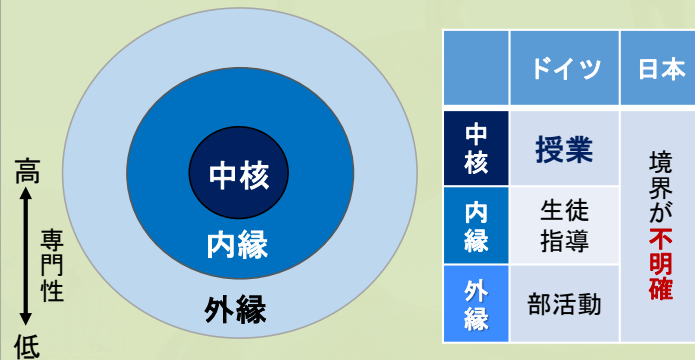
第2条 (第1項)	自らの人格を自由に発達させる権利 「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格の自由な発展を求める権利を有する。」
第6条 (第2項)	親の教育権 「子の監護および教育は、両親の自然的権利であり、かつ何よりも先に両親に課せられた義務である。その実行については、国家共同社会がこれを監視する。」
第7条 (第1項)	国家の学校監督権 「あらゆる学校制度は、国家の監督のもとに置かれる。」



(出所: 辻野けんま(2009)「ドイツにおける『教師の教育上の自由』論の現状—J.ルクスとH.ビスマンによる2つの新たな理論—」日本比較教育学会編『比較教育学研究』第38号、を元に作成。)

学校教育の射程

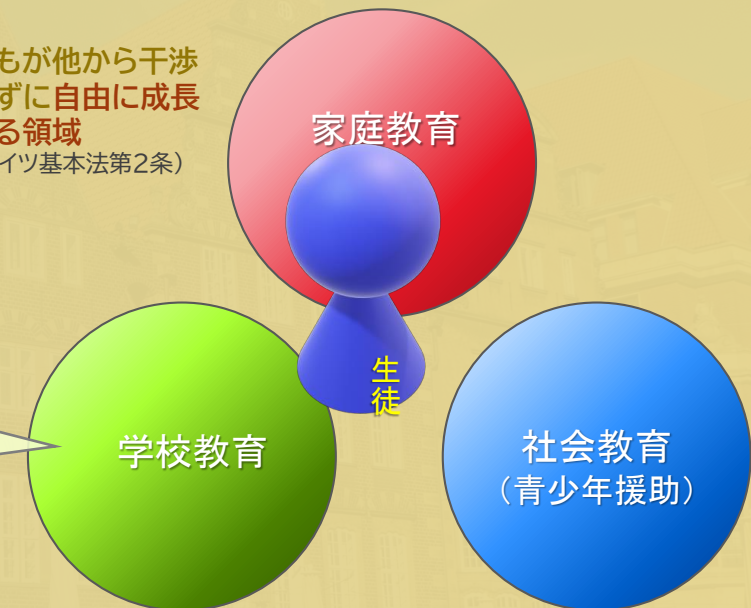
【学校教育の内部構造】



※近年の終日学校の拡大によりドイツでも変化が見られる。

【教育の射程】

子どもが他から干渉
されずに自由に成長
できる領域
(cf.ドイツ基本法第2条)



(報告者作成。)

考察 ～ドイツにおける早期離学問題が映し出す公教育課題～

- 就学義務 + 分岐型学校制度 + デュアルシステム + 資格社会
- 就学義務の「正当性」への問い → 何を・誰が・どこまで
 - 学校教育における教員、その他職員
 - 学校外における青少年援助・教育福祉職員
 - 地域クラブ（フェアアイン）のアクター
 - 親の教育権（ドイツ基本法第6条）
 - 子ども自身の自由な人格発達権（ドイツ基本法第2条）

「国家が市民の自己決定権のなかに集中的・継続的に介入するような領域は、刑務所というわずかな例外を除けば、学校制度の他には存在しないであろう。授業への規則的な出席と学校で扱われる題材への予習・復習の義務化は、関係する生徒や青少年にとって、自らの人格の自由な発達や一般的な行動の自由という基本権に対する静かなる介入を意味している。このような介入には特別な正当化が必要」となる。(Rux 2018, S.39-40.)

国家が学校制度を通じて強制できる領域はそれが正当であると認められる範囲に限定

参考引用文献・ウェブサイト一覧 ※一部、抽出・略記しているため詳細はテキスト参照

- Hillenbrand, C./ Ricking, H. (2011) Schulabbruch: Ursachen – Entwicklung – Prävention, in: Zeitschrift für Pädagogik, 57, 2, S.153-172.
- Schulze, G.C./ Ricking, H. (2013) Disaffection and School Absenteeism, A Life Space Analysis and Preventive Strategies, Symposium on School Alienation, Istanbul.
- Schulze, G.C./ Wittrock, M. (2005) Wenn Kinder nicht mehr in die Schule wollen. Hilfen für schulaversive Kinder und deren Eltern im Rahmen von allgemeinen Schulen, in: Stephan Ellinger, Manfred Wittrock (Hrsg.) Sonderpädagogik in der Regelschule; Konzepte – Forschung – Praxis, Verlag W. Kohlhammer, S. 121-138.
- KMK (2007) Handlungsrahmen zur Reduzierung der Zahl der Schülerinnen und Schüler ohne Schulabschluss, Sicherung der Anschlüsse und Verringerung der Zahl der Ausbildungsabbrecher,
- Ricking, H. (2006) Wenn Schüler dem Unterricht fernbleiben. Schulabsentismus als pädagogische Herausforderung, Bad Heilbrunn: Klinkhardt.
- Rux, J. (2018), Schulrecht, 6. Auflage, C.H.Beck.
- Hennemann, T./ Hagen, T./ Hillenbrand, C. (2010) Dropout aus der Schule: Empirisch abgesicherte Risikofaktoren und wirksame pädagogische Maßnahmen, in: Empirische Sonderpädagogik, 2010, Nr. 3, S. 26-47.
- Kotte, V. (2018) „Durchläufer“ und „Drop-Outs“: (Dis-)Kontinuitäten von Ausbildungsverläufen im dualen System, in: Zeitschrift für Pädagogik, 64. Jahrgang 2018 Heft 4, S. 441-460.
- Statistisches Bundesamt (2019) Statistisches Jahrbuch: Deutschland und Internationales (2020年4月29日閲覧)
- Statistisches Bundesamt (2018) Schulen auf einen Blick (2020年4月19日閲覧) Statista (2020) Anteil der Schulabgänger/-innen ohne Hauptschulabschluss an der gleichaltrigen Bevölkerung in Deutschland nach Bundesländern im Abgangsjahr 2018 (2020年4月19日閲覧→その後データが2019に更新)
- 木戸裕(2009)「現代ドイツ教育の課題—教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』2009年8月号、5-29
- 坂野慎二(2017)『統一ドイツ教育の多様性と質保証——日本への示唆』東信堂。
- 辻野けんま(2016)「ドイツの学校は国家とどう付き合ってきたか」末松裕基編著『現代の学校を読み解く—学校の現在地と教育の未来—』春風社、297～331頁。
- 布川あゆみ(2018)『現代ドイツにおける学校制度改革と学力問題—進む学校の終日化と問い直される役割分担のあり方—』晃洋書房。
- 結城忠(2019)『ドイツの学校法制と学校法学』信山社。

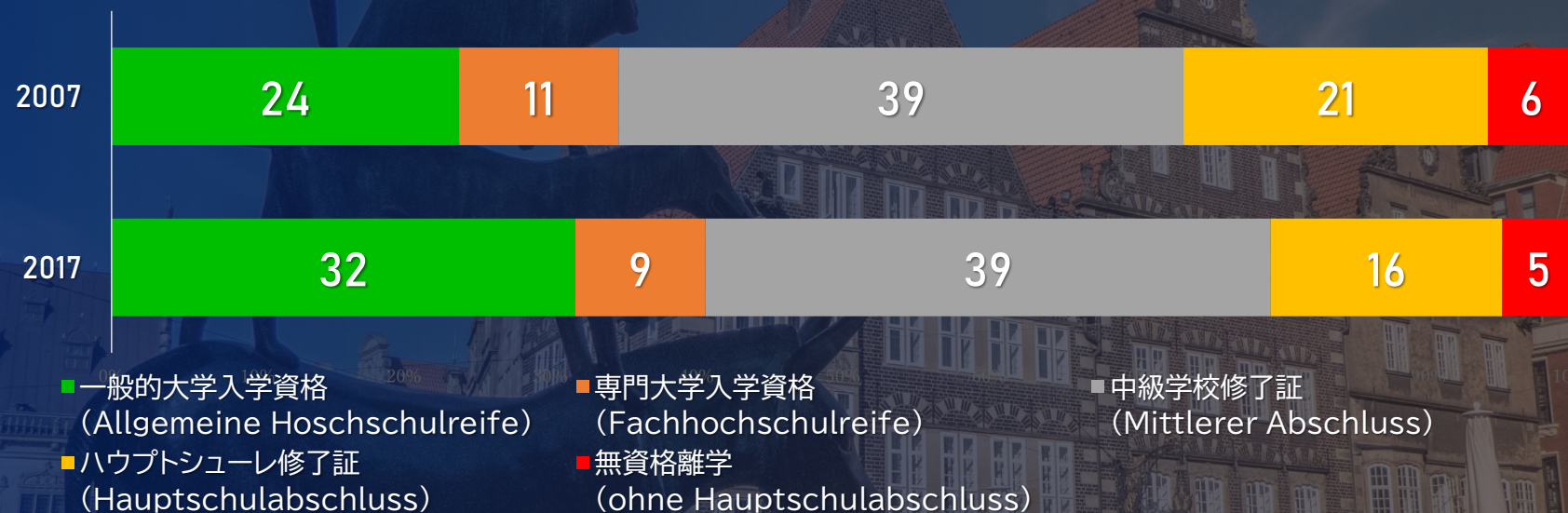


(写真 : Wallpaper Flare 「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」 <https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpynb> を報告者が一部加工)

参考資料

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-govnb> を報告者が一部加工）

一般教育学校および職業教育学校の修了者・離学者(%)



(Statistisches Bundesamt, 2019, S.97.一部改変。)

早期離学問題において最も深刻なのは、図中の「無資格離学」のグループ

義務教育制度の州差

- 16ある州(Land)が教育に関して独自の権限をもつ → 連邦政府は直接介入的な関与はしない。
- 各州に文部省(Kultusministerium: KM)が置かれる → 全国的な教育政策の調整は常設文部大臣会議**KMK**
- 州を超えた共通の特質：**就学義務**(Schulpflicht) ※ 連邦法ではなく州法で規定されるため州差がある
 - **修得主義**をとり初等教育段階から原級留置（留年）がある。
 - 対象：ドイツに居住するすべての子ども（外国人・非正規滞在、無国籍者を含む）
 - 年齢：6歳から18歳/19歳が一般的
 - **一般教育学校就学義務**と**職業学校就学義務**から構成（cf.デュアルシステム）

【州による義務教育制度の違い：3つの分類】

- ① 9年ないし10年の一般教育学校就学義務（フルタイム）と約3年の職業学校就学義務（パートタイム）を課す州が多い（10州）。
- ② 4州(HB, HH, RP, ST)は12年間（Hは11年間）の**期間のみ**による統一的な就学義務規定。
→ 一般教育学校就学義務9年（HBは10年）+職業学校就学義務1-3年（パートタイム）
- ③ 2州(NI, NW)は就学義務を初等段階と中等段階Iとして課す。

出典：Hermann Avenarius/Felix Hanschmann (2019), Schulrecht, 9. Aufl., Carl Link, S.356を一部改変。

Struktur für Schulabsentismus und –versäumnisse in Deutschland

ドイツにおける不登校と就学不履行の構造

違法な就学不履行 (illegitime Schulversäumnisse)

不登校(Schulabsentismus)

怠学
(Schul-
schwänzen)

回避行動
(Angst-bedingtes
Meidungsverhalten)

登校拒否
(Zurück-
halten)

学校や教師一般に
対する否定的な態
度を伴うもの

学校に対する不安や嫌悪

親の判断などによる不就学

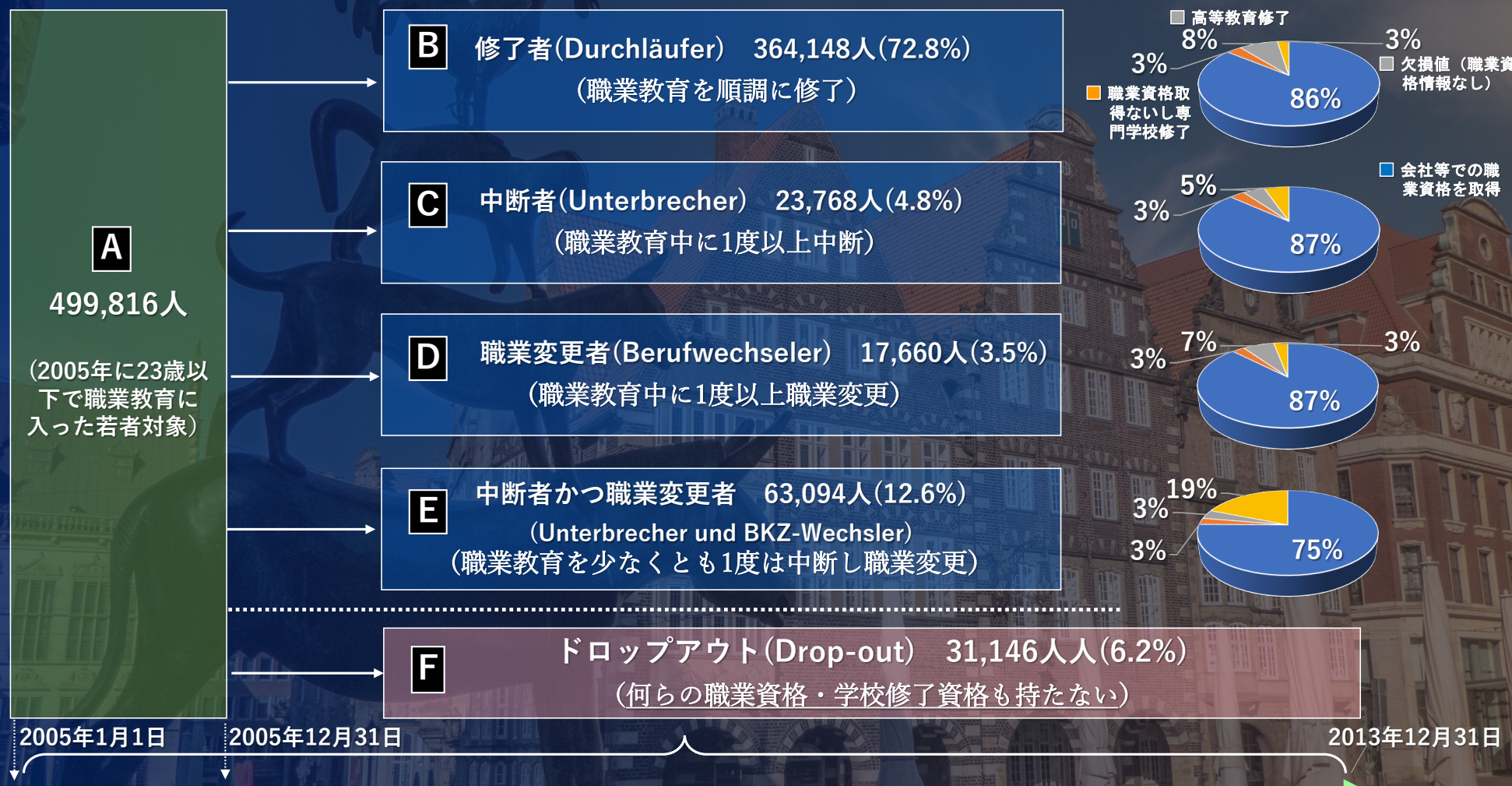
グレーゾーンの現象
(Phänomene im Dunkelfeld):
虚偽弁明など
(fingierte Entschuldigungen,...)

合法的な就学不履行 (legitime Schulversäumnisse)

- 病気(Krankheit)
- 休暇(Beurlaubung)
- 免除(Suspendierung)

(Ricking, H. (2006) Wenn Schüler dem Unterricht fernbleiben. Schulabsentismus als pädagogische Herausforderung, Bad Heilbrunn: Klinkhardt.を引用者邦訳，一部改変。)

(図6-6) 職業教育における早期離学者のキャリア類型と資格別コーホート



質疑応答用追加スライド

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-govnb>を報告者が一部加工）

チャットへのご質問に対して

※休憩時間に追加しましたので、乱文をご容赦ください。ご質問は全体配信でしたので転記させていただきました。

Q. 辻野先生と布川先生へ。興味深いご研究を拝聴できありがたく存じます。後半に向けての質問になりますが、布川先生の説明されたスライド 1 1 に関わって質問です。日本もドイツも戦後の立脚点としては共通するものがあると考えます。にもかかわらず、ドイツでは学校が終日学校化する際には午後の教育は社会教育士らが担うという明確な境界線が引かれています。翻って日本で「教員の役割が無限定になりがち」であるのは、社会教育の方が今の学校教育の領域に対して及び腰であることにも要因があるのではと考えます。この辺り、ご意見が伺えましたら幸いです。

A. ドイツのような学校への対抗意識が少ない点では日本の社会教育のアクターが及び腰いう面があるかもしれないが、それ以上に、学校の教育課程外の時間が部活動、下校後は塾、しかも学校からも宿題、と埋め尽くされている点を指摘したいです。くわえて、「読書が重要」となっても「町の公共図書館を使おう」とはならず「学校での朝読書」に回収される風土があり、社会教育のアクターが少なくとも学齢期の子どもにかかわる機会を限りなく縮小されていると考えます。

ドイツ基本法（憲法）における難民の庇護権規定

〔条文の背景〕

ナチズムが暴威をふるった時代に多数のドイツ人が国外に脱出し、外国で保護された歴史的事実を踏まえ、戦後1949年、逆に外国で政治的に迫害を受けた人にドイツで庇護をうける権利を認める条文を西ドイツ基本法に制定した。

（近藤潤三(2001)「統一ドイツにおける庇護申請者・難民問題の動向と実態」愛知学芸大学法経社教室『社会科学論集』39、S.3-4参照。）

基本法による個人の基本権としての庇護権規定は、難民審査の裁量を国家に委ねている難民条約とは対照的な条文で、迫害されている人々に対して庇護権を法的な請求権として認め、難民に対する国家の執行権力を制限するもの。

（昔農英明(2006)「現代ドイツの難民政策に関する政治社会学的考察への序論—1993年の基本法庇護権改正以降を中心に」『法学政治学論究』68、S.199）

写真：Wallpaperflare「Freimemdownsdesigns, statue, monument, fairy tales, pieces of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/freimemdownsdesigns-statue-monument-fairy-tales-pieces-of-interest-wallpaper-gg7m/>を報告者が一部加工し

難民の就学の事例

Pestalozzi Schule (BW州ペスタロッツ基礎学校／2016年6月2日調査)



準備学級にいる子どもの使用言語

- アラビア語
- ブルガリア語
- 英語
- イタリア語
- フランス語
- クロアチア語
- ポーランド語
- プンジャビ語
- ルーマニア語
- ロシア語
- スペイン語
- タミール語
- トルコ語

(13か国語)

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians statue landmark fairy tales places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpynb> を報告者が一部加工

「宿題(Hausaufgabe)」の法的規制

ドイツでは法規によって宿題に一定の制約をかけることが一般的

(例) ニーダーザクセン州文部省令「一般教育学校での宿題」

学校外の宿題について1日の上限時間

- 初等教育段階：30分
- 中等教育段階I：1時間
- 中等教育段階II：2時間

宿題の原則（州文部省令）

- 週末や休暇期間中に宿題を課すことは（中等教育段階IIを除き）原則禁止
- 終日学校の場合は宿題が学校生活に統合されなければならない
- 宿題の原則は教員・親・生徒が参加する全体会議(Gesamtkonferenz)で決定

Niedersächsisches Kultusministerium, „Hausaufgaben an allgemein bildenden Schulen“, https://www.mk.niedersachsen.de/download/114385/Hausaufgaben_an_allgemein_bildenden_Schulen.pdf (2021年7月27日閲覧)

- 州文部省サイト「教員は、生徒が自分で行いうる宿題を与えることが許可される。宿題は成績評価の対象とならない。」

Niedersächsisches Kultusministerium, „Hausaufgaben“, https://www.mk.niedersachsen.de/startseite/schule/unsere_schulen/allgemein_bildende_schulen/grundschule/hausaufgaben/hausaufgaben-150331.html (2021年7月27日閲覧)

学校教育と学校外の教育を峻別し、子どもの生活が学校化されすぎないように規制

(参考) 安藤福光・生澤繁樹・篠原岳司・末松裕基・辻野けんま(2015)「学校変革アプローチの基礎的考察」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系I』第66集、135～160頁。

を報告者が一部加工

学校の限界論

- 終日学校の拡大 + 様々な教育改革 → 学校の職務拡大
- 学校の限界論…学校外教育との関係における批判
 - 学校の無境界化
 - 教員の職務の無境界化
 - 陶冶(Bildung)・ケア・訓育(Erziehung)の無境界化
 - 学校・家庭・青少年援助の担当領域の融解
 - 無境界化への潜在性としての終日学校
 - 学校の社会的教育化(Sozialpädagogisierung)
 - 教員の脱専門職化の危機

Vgl. Christian Nerowski (2015), Die Grenze der Schule; Eine handlungstheoretische Präzisierung, Beltz Juventa, Weinheim und Basel.

終日学校への転換期における校長の声（例）

- ・ニーダーザクセン州のある校長は、全日制へ転換する難しさを次のように語る。

第二次世界大戦後、**学校の教育独占**への反省から半日学校への変革がなされ、家庭教育との棲み分けがなされるようになりました。(…)しかし、共働き家庭の増加などの現代的な状況から再び全日制学校が求められています。(…)本校も全日制化を経営レベルで合意しましたが、学校が**教育の独裁者**となってもならないのです。

(筆者インタビュー／2012年3月7日／総合制学校[Gesamtschule]／校長)

辻野けんま(2016)「ドイツの学校は国家とどう付き合ってきたか」末松裕基編著『現代の学校を読み解く—学校の現在地と教育の未来—』春風社、302頁。

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians, statue, landmark, fairy tales, places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-gpywb> を報告者が一部加工

今日の就学義務制までの展開

- **教育義務**(Unterrichtspflicht)と**就学義務**(Schulpflicht)が交錯し展開
- 1717年 強制就学令（プロイセン） → **就学義務**制のはじまり
- 1763年 一般地方学事通則 → プロイセン義務教育制度の確立
- 1794年 プロイセン一般ラント法
 - 学校を国の施設と定位し国家の学校監督の原則を確立
 - 親の教育の自由を法認し**教育義務**へ転換
- 1918年 ワイマル憲法 → **就学義務**へ再転換（第145条）
- 1945年以降（第2次世界大戦後）全州の学校法などで**就学義務**が維持

（結城忠(2019)『ドイツの学校法制と学校法学』信山社、を参照。） 30

写真：Wallpaper Flare「bremen, town musicians, statue, landmark, fairy tales, places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue-landmark-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-pym/> を報告者が一部加工

教育学用語辞典における「学校」

- 学校概念は今日では学校法（連邦基本法、州憲法、州学校法、諸法規）の根拠を法的に有する。
- 学校法の意味においては、子ども・青少年の教育・職業訓練に関わる国公立の施設
 - 学校という名を冠してはいないが「田園教育舎」も学校法の意味における学校に属する。
 - 「学校」と称する私立の教育施設は学校法における「学校」とはならない（例「ダンス学校」）
- 学校についての法的な見方と教育的な見方とは区別される。
- 学校の制度的特質の理念型は19世紀に遡る。
 - **学校の国家化と就学義務の制度化**
 - 以来、子どもは学校の就学に縛られている。
 - 学校の歴史の中で、一面では**教育の法化**(Verrechtlichung)が進行
 - 他面では学校の**社会的な受容**が進展

学校批判論者は、今日の全体的な社会情勢に鑑み民主的な社会が学校概念を熟考し内容的に新しくとらえなおすことを要請

学校の機能

- **資格付与機能**
(Qualifikationsfunktion)
- **選抜機能**(Selektionsfunktion)
- **配分機能**(Allokationsfunktion)
- **統合機能・正当化機能**
(Integrationsfunktion/Legitimation
sfunktion)
- **社会化機能**
(Sozialisationsfunktion)
- **再生産機能**
(Reproduktionsfunktion)

ホームスクーリングの禁止と現実

- 基本法唯一の学校条項7条は義務教育について明文規定を持っていない（州憲法・州法で規定）
- ホームスクーリングは禁止され、就学義務違反として強い制裁の対象
- 現実にはホームスクーリングが（量的にはわずかに）存在（20世紀後半～）
 1. リベラリズムと子どもの権利の擁護から学校の硬直性・権威主義を批判する系譜
 2. 保守的な価値を志向する社会層による系譜（キリスト教的影響をもつものが多い）（Spiegler, T.）
- ホームスクーリング＝イデオロギー的・隠遁的な「登校拒否者」というイメージを修正すべきとの指摘もある
 - ホームスクーリングの動機は本質的に不均質（多様）であると主張
 - ① 世俗的な成績に野心的な親
 - ② 反権威主義的教育に義務感を有している親
 - ③ 学校の暴力に直面して、子どもの身体的・精神的健康を心配する親
 - ④ 現行の学校制度では伸ばすことができず、むしろ摩滅させられる特異な才能・個性を持つ子の親（Reimer, F.）

（廣澤明(2017)「ドイツ基本法7条1項と就学義務」法律論叢 89(6), 365～395頁、を参照。） 32

写真：Wallpaper Flare「bremen town musicians, statue, romania, fairy tales, places of interest, HD wallpaper」<https://www.wallpaperflare.com/bremen-town-musicians-statue/romania-fairy-tales-places-of-interest-wallpaper-g7770> を報告者が一部加工）